

令和4年度青森県商店街を中心とした交流人口拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、商店街を中心とした自発的な街づくり活動を促進し、商店街の活性化を図るため、街づくりに参画する団体（以下「街づくり参画団体」という。）が行う商店街を中心とした交流人口拡大支援事業に対し、市町村が補助するのに要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、当該市町村に対し、商店街を中心とした交流人口拡大支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において街づくり参画団体とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (2) 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会
- (3) 任意の商店街団体等であって市町村長が認める団体
- (4) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会又は商工会連合会
- (5) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
- (6) 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う者を主たる会員とする一般社団法人又は一般財団法人
- (7) 第三セクター

第三セクターとは、次に掲げるものをいう。

- ① 一般社団法人又は一般財団法人であって、地方公共団体及び商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会又は商工会連合会が拠出しているもの
 - ② 地方公共団体が100パーセントの拠出をしている公益法人
 - ③ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する特定会社であって、地方公共団体が出資しているもの
- (8) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であって、市町村長が街づくりに関する活動を行う団体と認める法人
 - (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学又は高等専門学校
 - (10) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する中小

企業者

- (1 1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉法人
- (1 2) 商店街の活性化を図るため、事業を行おうとする上記以外の団体で市町村長が認めるもの

2 この要綱において交流人口拡大支援事業とは、商店街のにぎわいを創出するための事業であって、以下の要件を全て満たすものとする。

ただし、環境整備に係る事業を実施する場合は、以下の要件に加え、商店街活性化プラン、中心市街地活性化基本計画等を具体化するために必要な取組であることを要件とする。

- (1) 商店街のにぎわいの創出に資するものであり、商店街が中心となって交流人口拡大に取り組む事業であること。
- (2) 商店街が地域コミュニティの担い手となるために、地域住民の需要をとらえながら、今後の可能性を開く要素がある事業であること。
- (3) 補助事業終了後も取組の継続又は効果の持続が見込まれる事業であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第 4 規則第 3 条第 1 項の申請書は、第 1 号様式によるものとする。

2 規則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 交流人口拡大支援事業一覧表（第 2 号様式）
- (2) 事業計画書（第 3 号様式）
- (3) 収支予算書（第 4 号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 補助金の交付の決定に係る事業（以下「間接補助事業」という。）を行う街づくり参

画団体（以下「間接補助事業者」という。）からの間接補助金（市町村が間接補助事業者の行う間接補助事業に要する経費に充てることを目的として県が交付する補助金を財源の一部として間接補助事業者に交付する補助金をいう。）の交付の申請に際しては、前項の規定に準じた方法により申請させるものとする。

（補助金の交付の条件）

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

（1）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更する場合又は間接補助事業の内容若しくは間接補助事業に要する経費の配分を変更する場合において、事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。ただし、間接補助事業における別表の経費区分に掲げるそれぞれの経費の20パーセント以内の変更については、この限りでない。

（2）補助事業を中止し、若しくは廃止する場合又は間接補助事業者が間接補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

（3）補助事業若しくは間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかに事業遅延（事故）報告書（第7号様式）を知事に提出してその指示を受けること。

（4）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和5年4月1日から5年間保管しておくこと。

（5）間接補助事業者に対し、間接補助事業の状況、間接補助事業の経費の収支その他間接補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを令和5年4月1日から5年間保管させること。

（6）間接補助事業者に対し、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（規則第19条に規定するものに限る。以下同じ。）を知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用させ、譲渡させ、交換させ、貸付けさせ、又は担保に供させないこと。ただし、第11に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

（7）間接補助事業者に対し、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第8号様式）その他関係書類を第11に規定する期間、整備保管させること。

（8）間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、

その収入の全部又は一部を県に納付すること。

(9) 間接補助事業者に対し、法令、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の命令を遵守させるために必要な条件を付すること。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金交付申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、令和4年9月30日現在の状況を記載した事業遂行状況報告書(第9号様式)を、令和4年10月7日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和5年4月10日のいずれか早い時期までに事業完了(廃止)実績報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 間接補助事業一覧表(第2号様式)

(2) 事業実績書(第3号様式)

(3) 収支精算書(第4号様式)

(4) 補助対象経費に係る支払証拠書類及び財産管理台帳(第8号様式)の写し

2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第11号様式）を提出するものとする。

2 県は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附則

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

別表（第3関係）

補助対象 経費	交流人口拡大支援事業に要する経費に対し市町村が補助する次の経費	
	経費区分	内容
	謝金	委員、講師及び研究員等外部専門家（街づくり参画団体の会員、組合員又は役職員等の内部関係者を除く。以下同じ。）に対する謝金
	旅費	(1) 委員、講師及び研究員等外部専門家に対する旅費 (2) 職員、役員等に対する旅費
	事業実施に係る経費	会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、景観整備費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、印刷製本費、光熱水費、その他の経費（その他知事が特に必要と認める経費）
補助金の額	補助対象経費（市町村が補助する額）の2分の1に相当する額。ただし、街づくり支援事業に要する経費の4分の1に相当する額又は500,000円のいずれか低い額以内の額。	